

船橋市船橋地区保護司会事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋地区保護司会（以下「保護司会」という。）が実施する事業に対し、予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、船橋市船橋地区保護司会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、犯罪の予防及び犯罪者の更正に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助対象事業は、更正援助活動、犯罪予防の啓発活動、保護司の資質向上を図る研修、関係機関・協力組織との連携、社会を明るくする運動推進事業等とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助金額」という。）は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額
使用賃借料 印刷製本費 通信運搬費 交通費 備品購入費 消耗品費 分担費	予算の範囲内において、補助対象事業等に係る費用の2分の1以内とし、限度額は40万円以内とする。

(交付の申請)

第4条 保護司会は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が定める期日までに補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 事業報告書
- (4) 前年度収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金等交付決定通知書(規則第2号様式)によるものとする。

(実績報告)

第6条 保護司会は、補助対象事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)はその完了した日から速やかに、補助事業等実績報告書(規則第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。補助金の交付決定に係る会計年度が終了した場合においても同様とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額確定の通知)

第7条 規則第13条の規定による通知は、補助金額確定通知書(規則第6号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第8条 保護司会は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(規則第7号様式)に補助金等確定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

2 保護司会が事業完了前に補助金の交付を受けようとするときは、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「補助金等確定通知書」とあるのは、「補助金等交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。